

テキセイカタイムズ

さて、今回は昨年度（令和5年度）栃木県トラック協会に寄せられた苦情についてです！苦情の内容次第では時に国交省や労基の監査や警察沙汰にまで発展することもあり、運送事業者としては決して無視できない“声”と言えるでしょう。内容を自社にフィードバックし、健全経営にお役立ていただければ幸いです。

令和5年度 苦情件数と内訳（令和5年4月～令和6年3月）

1. 苦情件数（68件）
2. Gマーク区分（有り24件／無し44件）
3. 苦情内容内訳

区分	件数	主な内容（重複あり）
危険運転等	44（64.7%）	<ul style="list-style-type: none"> ・煽り行為 17 ・急な割り込み・追越し 17 ・速度超過 7 ・幅寄せ 3 ・信号無視 3 ・急ブレーキ 2
違法駐車等	8（11.8%）	<ul style="list-style-type: none"> ・道交法関連 4 ・持ち帰り・荷主先常駐 2 ・駐車マナー 2
労働条件等	5（7.3%）	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質業務強要・パワハラ 5
不正改造等	4（5.9%）	<ul style="list-style-type: none"> ・整備不良 3 ・不正改造疑い 1
環境問題等	3（4.4%）	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 2 ・ゴミのポイ捨て 1
宅配関係等	1（1.5%）	<ul style="list-style-type: none"> ・対応不満 1
その他	3（4.4%）	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理業務 1 ・個人情報管理 1 ・器物損壊 1



危険運転行為に関するものが大半を占める結果（64.7%）となりました。お互いの言い分を聞くと、通報者（一般の方）は「煽られた認識」で、一方当該トラックドライバーは「危険運転の認識がない」というケースが見受けられます。トラックは車体が大きく、追従走行されると圧迫感があり恐怖さえ感じることもあります。**十分な車間距離を確保**するよう改めて指導をお願いします。

悪質・危険な煽り運転は道交法違反だよ。ドライブレコーダー装着車も増えているし、SNSや動画サイトへの掲載によるトラブルも増えているよ！プロドライバーとしての責任と自覚を意識し、ゆずりあいの精神のもと**相手の立場にたった優しい運転**を心掛けよう！！

